

# JIS

## 繊維製品の混用率試験方法―第 4-1 部： キュプラ及びリヨセル―走査電子顕微鏡法及び スペクトル分析法による繊維鑑別

JIS L 1030-4-1 : 2023

(JCFA/JSA)

令和 5 年 1 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	天 野 美智子	株式会社オカムラ
	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	河 野 康 子	一般財団法人日本消費者協会
	寺 山 博 子	イオントップパリュ株式会社
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 5.1.20

官 報 掲 載 日：令和 5.1.20

原 案 作 成 者：日本化学繊維協会

(〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-1-11 繊維会館 TEL 03-3241-2311)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 原理	2
4.1 走査電子顕微鏡法	2
4.2 スペクトル分析法	2
5 試薬	3
6 装置及び材料	3
6.1 走査電子顕微鏡法	3
6.2 スペクトル分析法	3
7 試験方法	4
7.1 走査電子顕微鏡法	4
7.2 スペクトル分析法	6
8 試験報告書	7
附属書 A (参考) 走査電子顕微鏡による観察条件の例	9
附属書 B (参考) 走査電子顕微鏡法の試験所間比較の結果	11
附属書 C (参考) 走査電子顕微鏡法による混用率試験	19
附属書 D (参考) キャリブレーションモデルの最適化の例	20
附属書 E (参考) スペクトル分析法の試験所間比較の結果	23
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	25
解 説	27

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本化学繊維協会（JCFA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 繊維製品の混用率試験方法—第 4-1 部： キュプラ及びリヨセル—走査電子顕微鏡法及び スペクトル分析法による繊維鑑別

Textiles—Qualitative and quantitative analysis of some cellulose fibres  
(lyocell, cupro) and their blends—Part 4-1: Fibre identification using  
scanning electron microscopy and spectral analysis methods

## 序文

この規格は、2020 年に第 1 版として発行された **ISO 21915-1** を基とし、我が国の実態に対応するため、技術的内容及び構成を一部変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

## 1 適用範囲

この規格は、キュプラ及びリヨセルを鑑別する次の二つの試験方法について規定する。

- 走査電子顕微鏡法
- スペクトル分析法

これらの試験方法は、キュプラ、リヨセル、及びキュプラとリヨセルとの混用品だけに適用するため、他の繊維が存在する場合は、**JIS L 1030-1** に規定する試験方法を使用して鑑別し、**JIS L 1030-2** を使用して可能な限り除去する必要がある。

この試験方法は、化学的又は物理的な加工によって表面が損傷している繊維には適用しない。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 21915-1:2020**, Textiles—Qualitative and quantitative analysis of some cellulose fibres (lyocell, cupro) and their blends—Part 1: Fibre identification using scanning electron microscopy and spectral analysis methods (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項